【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 2025年8月29日

【事業年度】 第47期(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

【会社名】 株式会社シーラホールディングス

(旧会社名 株式会社クミカ)

【英訳名】 SYLA Holdings Co., Ltd.

(旧英訳名 CUMICA CORPORATION)

(注) 2025 年 2月14日開催の臨時株主総会の特別決議により、2025年

6月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長グループ執行役員CEO 杉 本 宏 之

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア7階

(2025年6月1日から本店所在地 埼玉県草加市金明町389番地1が上

記のように移転しております。)

【電話番号】 03(4560)0640

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 我 妻 心

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア7階

【電話番号】 03(4560)0640

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 我 妻 心

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年8月28日に提出いたしました第47期(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)有価証券報告書について、金融商品取引法第24条第6項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている書類とは異なる書類を添付しておりました。また、有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これらを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- ・添付書類「附属明細書」を「交付書面省略事項」に差し替え
- ・独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3 【訂正箇所】

- ・添付書類「附属明細書」の削除。
- ・添付書類「交付書面省略事項」の添付。
- ・独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

訂正箇所は を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(中略)

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と<u>められる</u>財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を<u>入手す0るため</u>の監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

(後略)

(訂正後)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(中略)

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

EDINET提出書類 株式会社シーラホールディングス(E03989) 訂正有価証券報告書

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と<u>認められる</u>財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を<u>入手するため</u>の監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

(後略)

以上